

外国為替証拠金取引約款

(本約款の目的)

本外国為替証拠金取引約款（以下、「本約款」といいます。）は、セントラル短資オンライントレード株式会社（以下、「当社」といいます。）とお客様との間で行う、外国為替証拠金取引（以下、「本取引」といいます。）の権利義務関係および両者がともに従うべき規定として定められたものです。お客様と当社とは、各商品につき別途定める「取引規定」及び別紙の「取引要綱」（以下、「取引規定等」といいます。）に規定する取扱通貨ペア、証拠金率により取引することとしますが、以下の条項は、各商品に共通の権利義務を規定するものとします。

お客様は当社から説明を受けた、金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第 2 条第 22 項第 1 号に定める店頭デリバティブ取引、特に「外国為替証拠金取引」の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分にご理解の上、お客様の判断と責任において本取引を行っていただくものとしたします。つきましては、当社に店頭金融先物取引口座を設定するに際し、金商法その他の関係法令および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途外国為替証拠金取引に関する確認書を差し入れます。

第 1 条（取引口座）

1. お客様が当社との間で行う本取引において、委託証拠金、差金決済または受渡決済（以下「最終決済」という。）を行った場合の損益金、その他授受する金銭は、すべて本約款に基づいてお客様と当社との間で別途合意することにより当社に開設されるお客様のマスター口座(個別のサブ口座で規定する場合を除く。)において処理するものとします。お客様が当社との間で行う各商品の取引については、サブ口座を開設し、マスター口座と各サブ口座との間での口座間振替により、各「取引規定等」に定める証拠金率等を管理することとしたします。
2. お客様と当社との委託証拠金の入出金については、お客様及び当社が予め相互に指定した金融機関口座を使用した送金振込によるものとしたします。委託証拠金として受入可能な通貨は、各商品の「取引規定等」に定める日本円または外貨とします。
3. 前項の入出金処理のうちお客様へのお支払いについては、原則として、各商品の「取引規定等」に定める期間内に行うこととしたします。
4. 委託証拠金の入出金については、各商品に別途規定する場合を除き、お客様のマスター口座経由で各サブ口座へ記帳処理いたします。各商品に関わるサブ口座から、お客様がご指定の銀行口座への入金をご希望の場合、サブ口座からマスター口座への当該入金処理を行った後、マスター口座からお客様ご指定の銀行口座への振込手続きを行います。同様に、各商品のサブ口座間の残高振替についても、マスター口座経由で記帳いたします。
5. 委託証拠金のお客様へのお支払い、あるいは、マスター口座とサブ口座間の残高振替は、お客様の個別指示によってのみ行えることとしたします。但し、第 7 条 5 項に定める場合、

第 16 条ないし第 20 条に基づき必要となる場合を除きます。

第 2 条（取引対象および最終決済）

お客様が当社に委託する店頭デリバティブ取引は、通貨の売買取引で、金商法第 2 条第 22 項第 1 号に該当する取引であり、お客様と当社との本取引に関わる最終決済方法は、お客様の指定するところから従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかによるものとし、その処理については、次の各項に定めるところによるものとします。

1. 「差金決済」による最終決済とは、売買が相殺方向にある同一通貨ペア、同一決済期日、売買同額取引の売買価額の相殺による決済方法で、お客様から決済すべき取引（複数）のご指定をいただくことにより、その売買損益を当該商品の取引口座に記帳いたします。
2. 「受渡決済」による最終決済とは、通貨の約定総代金の受払いによる決済方法で、当該取引につきお客様より受渡決済指定をいただいた上で、お客様との通貨の受渡を行いますが、当社は、お客様支払通貨価額のお客様取引口座への入金確認後、その対価をお客様の取引口座に振込むことといたします。お客様から受渡決済の注文を頂いた場合、お客様支払通貨価額は、受渡決済の指示に先立ち当社指定の金融機関口座にご入金いただく必要がございます。受渡決済の注文は、発注後如何なる場合にも取消することはできません。また、お客様の支払が遅延したことによって費用が当社に生じた場合には、お客様は、その費用を負担し、当社の請求に応じてその都度お支払いいただきます。但し、当社の故意または重過失に起因するものを除きます。
3. 最終決済を指定する通知手段及びその期限は、各商品の「取引規定等」に定めるものといたします。

第 3 条（売買注文の受付及びシステム使用）

1. お客様が当社との間で行う本取引においては、インターネット取引システム等を利用する場合は、お客様が入力したユーザーID とパスワードの組み合わせが当社の管理するユーザーID とパスワードの組み合わせと一致した場合、また電話取引の場合は、お客様が口頭で伝えた登録顧客氏名と口座番号の組み合わせが当社が管理する登録顧客氏名と口座番号の組み合わせと一致し、かつ所定の本人確認が出来た場合に限り、お客様は本取引の注文ができるものとします。
2. お客様が本取引を行うに際し当社へ発注する売買注文は、お客様が注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受信した時点で注文の受付とします。電話による発注の場合には、これに準じ、発注内容の受付確認を口頭で行った時点で注文の受付とします。
3. お客様の手違いにより約定した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、当社が提示した外国為替レートが実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していたと

判断した場合(異常レートによる取引)、お客様の注文を執行・約定せず、または約定した取引を解除できるものとします。また、当該処理において、誤約定の取消や訂正の方法および損益調整等の金額については、当社の合理的な裁量に基づくものとし、当社はできる限り速やかにお客様に電話または電子メール等で通知します。

5. お客様の登録顧客名、ユーザーID、パスワードおよび口座番号はお客様自身に限り使用することができ、第三者に貸与または譲渡することはできないものとします。お客様が、これらを第三者に貸与または譲渡された場合、または、お客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受または盗聴等によりこれらが第三者に漏洩した場合等により、第三者が注文又は指示を行った場合には、それはお客様自身による注文又は指示として扱われることを予めご了承ください、これに起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、すべてお客様が責を負うことを予めご了承くださいます。
6. お客様は、予め取引システムを利用するための機器または回線等をお客様の責任において準備することにご同意いただきます。また、お客様が、取引システムの全体または一部分を、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスアSEMBル、または変更しないことにご同意いただきます。

第4条（注文の指示）

1. お客様が当社との間で行う本取引の種類、取引金額、注文の内容および注文の執行方法等については、各商品の「取引規定等」に定めるところにより、お客様が予め指示するところに従い当社が応じる範囲で執行するものとします。
2. 当社への注文は、当社が各商品の「取引規定等」に定めた注文受付時間内に行うものとします。
3. 当社は、経済情勢や市場慣行等の変化を鑑み、取引時間及び注文受付時間を各商品の通貨ペアごとに設定及び変更できるものとし、その詳細は「取引規定等」に定めることとします。

第5条（注文の受付、及び執行が不能となる場合）

お客様の売買注文が執行された結果、お客様注文の各商品の口座残高が第8条に定める必要証拠金を下回ることとなる場合には、当社は注文の受付及び執行は行いません。但し、既存取引の決済に必要な反対売買取引は除きます。

第6条（日付処理）

1. 成立した外国為替取引の約定日（以下「約定日」という。）は、お客様の注文に係る取引の成立を当社が確認した日といたしますが、約定日に係る日付処理は、次項以下に準ずるものといたします。
2. 約定日は、原則として、米国東部における取引終了時を基準とし、当日の米国東部時間午

後5時から翌日の米国東部時間午後5時迄を1日として処理するものとします。ただし、月曜日は東京時間午前7時以降の約定が同日の約定となることに合意します。

3. 当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係からお客様の注文に係る約定日が日本時間における日付と異なる場合があることにつき、お客様には予めご了承ください。

第7条（委託証拠金の取扱）

お客様が当社との間で行う本取引に係る委託証拠金の取扱については、第1条、第8条および各商品の「取引規定等」による他、次の各号に定めるところによるものとします。

1. お客様からお預かりする委託証拠金は、当社の預り金として管理いたしますが、この預り金には、利息が付かないことをご了承いただきます。
2. お客様が当社に預託する委託証拠金については、お客様は、当社の定める方法により、各商品に関わる個別のサブ口座にこれを預託することをご了承いただきます。
3. お客様が預託した本取引に係る委託証拠金については、当社が発行する外国為替取引の「委託証拠金」である旨の表示のある「受領書」の交付を当社より受けることをご了承いただきます。（但し、当社は外国為替証拠金取引顧客報告書の交付をもって、当該受領書の交付に代えることが出来るものとします。）
4. 外国為替取引に係る委託証拠金としてお客様が当社に預託している委託証拠金の受入および引出しは、本約款および当社の各商品の「取引規定等」に定めるところによることをご了承いただきます。
5. お客様の個別のサブ口座において発生した債務に対し、不足金が生じた場合、その債務の弁済は、他のいずれかの口座からも充当できるものとします。

第8条（証拠金率）

1. お客様は、当社と本取引を行うにあたり、当社が各商品の「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した必要証拠金以上の金額を、委託証拠金として、本取引を行うに先立ち、当社の定める方法により、当社に預託し、これを維持することとします。
2. 当社は、経済情勢等の変化に伴い各商品の証拠金率を合理的に変更できることとし、これを変更したときは、未決済持高の必要証拠金に対しても、適時変更後の証拠金率を適用できることとします。

第9条（証拠金の追加預託）

市場価格の変動または証拠金率の変更に伴い、お客様が当社に預託した現金とお客様の未決済持高に係る未実現損益の合計額（以下「口座清算価値」という。）が、当社の各商品の「取引規定等」に定める証拠金水準を下回った場合、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の定める方法により証拠金を追加預託するものとします。

第10条（建玉・持高の制限）

お客様が当社との間で行う本取引に係る持高は、当社の定める基準の範囲内とします。

第11条（外国為替証拠金取引顧客報告書の公布）

1. 当社は、お客様が当社との間で行う本取引に係る日次および月次の外国為替証拠金取引顧客報告書を、当該取引の約定日もしくは決済期日またはお客様が預託した現金の額が変動した日付、および毎月の最終営業日に係る日付で公布します。
2. 各通貨の金額を当該通貨以外の通貨により表示する換算レートには、原則として第6条第2項に準じ、入手する為替レートをを用いるものとします。ただし、米国の祝日等の事由により当該為替レートを入手することが困難または不可能である場合は、当社の裁量により、他の合理的な数値を用いるものとします。
3. 外国為替証拠金取引顧客報告書の記載項目は、金商法に定めるところによりますが、その他の記載項目あるいは様式は、その使用目的、法令を阻害しない範囲内で当社の裁量により変更できるものとします。

第12条（決済期日・ロールオーバー）

1. お客様と当社との間で行う本取引の決済期日は、別段の決済期日を定めない場合銀行間市場の慣行に準じ、決済期日を取引約定日の2営業日後とする外国為替先渡取引（スポット取引）といたします。
2. お客様から本取引につき、第2条に準じた最終決済の指定がなされない場合、当社はその裁量により、お客様の計算において当該決済期日を翌営業日以降に更新するための手続き（以下「ロールオーバー取引」という。）を行うことといたします。
3. ロールオーバー取引への適用レートについては、対象通貨の金利差等の市場条件を参考にして当社が定めるレートを適用することとしますが、ロールオーバーの期間及び損益の清算時期については、各商品の「取引規定等」に定めるところによります。

第13条（不可抗力事由による取引条件の変更）

お客様は、天変地異、政治経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、当社が本取引の決済期日等、個別の取引条件の合理的な変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第14条（諸料金等）

1. お客様は当社との間で約定した取引につき、当社が各商品の「取引規定等」に定める取引手数料を支払うものとします。取引手数料は当社がその裁量で随時変更できるものとし、変更のあった場合には第29条の取引条件変更の通知によりお客様宛に通知するものとします。
2. お客様は、お客様が負担すべき公租公課その他の賦課金および当社所定の手数を当社

が代わりに負担する場合には、当社の請求があり次第、当社の定める期限および方法により、当社に支払うものとします。

3. お客様の指示により例外的な扱いをする場合には、当社の要した実費およびその役務提供手数料を当社がお客様より申受けることができるものとします。

第15条（通貨の受払い）

第1条第2項に限らず、本取引を行うに際しお客様と当社の間で行われる通貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する預金勘定と当社が指定する当社名義の預金勘定との間の送金振込の方法により行うものとします。

第16条（期限の利益の喪失）

お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する本取引に係る債務について期限の利益を当然失い、直ちに債務を弁済するものとします。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、申立人が誰であるかを問わない。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令または通知が發送されたとき。
4. お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき。
5. 外国の法令に基づく上記各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
6. 死亡したとき。
7. 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難または不可能となったとき。
8. 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき。

第17条（当社の請求による解約・清算）

次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって当社に対する本取引に係る期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

1. お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
2. お客様の当社に対する本取引に係る債務のみならず、お客様が債務者となっている権利について、差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続きの開始があったとき。なお、外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含むものとします。

3. お客様が当社との間での本約款またはその他一切の「取引規定等」のいずれかに違反したとき。
4. いずれかの通貨の受入証拠金が残高不足となった時。
5. 前各項のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときなど、当社が取引を継続するにあたって不適切であると認めた場合。

第18条（期限の利益を喪失した場合の決済取引）

1. お客様が第16条、17条のいずれかに該当し、期限の利益を喪失したと認められる場合で、第3項に従って必要と認められるときは、当社の裁量で、お客様が当社との間で行っているすべての取引につき、お客様の計算において最終決済を行うことについて、お客様は異議を述べないこととします。この場合、当社がお客様の計算において行ったすべての相殺取引をもって、お客様と当社との間のすべての本取引は一括して当然に終了し、かかる終了によりお客様が当社に対して負う債務は、第20条に定める差し引き計算により、お客様の当社に対する単一の債務となり、催告なくして直ちに支払うべきものとなります。
2. 第1項の決済取引を行った結果、お客様が預託された証拠金以上の損失が生じた場合には、お客様は当社にその額に相当する金銭を当社からの催告なくして直ちに支払うものとし、
3. 第1項による決済取引は、お客様、当社の他のお客様及び当社への損害の発生または拡大の防止の目的においてやむを得ないと認められる場合に行うこととし、第1項に規定する事由が存するときでもかかる目的以外ではこれを行わないものとします。

第19条（強制決済・ロスカット）

1. お客様の取引に係る口座清算価値が債務超過に陥ったときまたは債務超過に陥る危険が高いと判断されるときには、当社はお客様の損失の拡大防止を目的として、当社の裁量によりお客様の未決済持高の全部をお客様の計算において決済し、またはその時点において未だ約定していないお客様の取引注文の全部を当社の裁量により取り消すことができるものとし、お客様はこれに異議を述べないこととします。また、本条における決済を行った結果、当社に対して債務が生じた場合、お客様は当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとし、
2. 第1項の強制決済・ロスカットの発動条件については、各商品の「取引規定等」に規定のとおりといたします。
3. お客さまの取引が強制決済・ロスカットの発動条件に該当することとなったときは、お客様への事前通知なしに、お客様の未決済持高の相殺取引を当社の裁量によりお客様の計算において行うことに、お客様はこれに異議を述べないこととします。
4. 相場変動により、強制決済・ロスカットの約定価格が各取引規定の定める水準から大きく乖離した場合、お客さまにとって不利な価格により約定することにお客様は異議を述べな

いものとします。

第20条（差引計算）

1. 期限の到来、第16条に規定する期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社はおお客様の債務と当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。
3. 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については当社の定める利率および率によるものとし、また差引計算を行う場合、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替レートについては、当社の取引レートによる適切な手数料を加えた換算レートを適用するものとします。

第21条（占有物の処分）

1. お客様が本約款に基づき当社に差し入れる委託証拠金その他の担保はすべて、お客様が本取引に関連して当社に対して負担する全債務を共通に担保することといたします。
2. お客様が本取引に関し、当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、お客様の委託証拠金は、サブ口座等の実務便宜上の区分に拘らず、その全体を当社がその裁量で処分できるものとし、この場合すべて第20条に準じて取り扱われることにお客様は異議を述べないこととします。
3. お客様の当社に対する債務の弁済または第20条による差引計算を行う場合、当社の占有物の処分価額がおお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当できるものといたします。

第22条（遅延損害金の支払）

お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、お客様に、当社の請求により、当社に対し、履行期日の翌日（当該日を含む。）より履行の日（当該日を含む。）まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金をお支払い頂きます。

第23条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する本取引に係る債権は、第三者に譲渡、質入れまたはその他の処分ができないものとします。

第24条（報告）

第16条各項（但し、第8項を除く。）および第17条第2項のいずれかの事由が生じた場合には、お客様は、当社に対し、直ちに書面をもってその旨の報告をするものとします。

第25条（届出事項の変更）

当社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、電子メールアドレス、住所、事務所の所在地、連絡先または銀行口座その他の事項に変更があったときは、お客様は、当社に対し直ちに当社所定の方法でその旨の届出をするものとします。

第26条（監督官庁等への報告）

1. お客様は、当社が法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を当社が政府機関等あてに報告することに異議を述べないこととします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関してお客様に発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。ただし、当社の故意または重過失に起因するものを除きます。

第27条（解約）

次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第16条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約されるものとします。

1. お客様が当社に対し当社との取引の解約を申し入れたとき、当社がお客様に対しお客様との取引の解約の申し出をしたとき、お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本約款の解約をお客様に通告したとき、お客様が当社との取引又は取引に関する連絡等において、脅迫的・威迫的な言動をし、もしくは暴力を用いた場合、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返した場合、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害した場合、その他のこれらに類する止むを得ない事情により当社がお客様に解約を申し出た場合、また、第32条に定める本約款の変更にお客様が同意しないときにも、本約款は解約されるものとします。
2. ただし、解約時においてお客様の注文に係る本取引の未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は引き続き効力を有するものとします。
3. 前項の場合において、本口座に残高があるときの処理方法・処理の時期については、原則として当社の裁量によるものとし、合理的な範囲内においてお客様の指示に従うものとします。
4. 前項の指示をした場合に、当社の要した実費はお客様の負担とし、その都度直ちに当社に支払うものとします。

第28条（免責事項）

次の各号に掲げる事由によりお客様が被る損害について、当社は免責されるものとします。

1. 天変地異、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、現物の受渡し、オプション取引の権利行使（割当を含む。）、金銭の授受または預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
2. 外国為替市場の閉鎖、休場または開場にかかわらず規則の変更等の事由により、当社が注文に応じ得ないことによって生じる損害。
3. 国内の休日または当社の取扱時間外のために、お客様の注文に当社が応じ得ないことにより生じる損害。
4. 電信、インターネット、電話回線、携帯電話設備もしくは郵便等の通信手段における誤謬または遅延等、お客様のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障または誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障または誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に関係する一切のシステムに係る障害その他の当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害および損失ならびに当社の故意または重大な過失によらない当社のコンピュータシステム、ソフトウェア等の故障および誤作動により生じた損害および損失。
5. 当社が提示する外国為替レートが市場実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していた等（異常レートによる取引）の事由により、お客様の注文を執行せず又はその取引の約定が取り消しとなったことにより生じた損害および損失。
6. 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害。
7. その事由の如何を問わず、また、お客様のパスワードをお客様自身が入力したか第三者が入力したかを問わず、あらかじめ当社に届け出ているパスワードと入力されたパスワードが一致したことにより行われた取引、または電話取引の場合、お客様が口頭で伝えた登録顧客氏名と口座番号の組み合わせが、当社が管理する登録顧客氏名と口座番号の組み合わせと一致し、かつ所定の本人確認が出来たことにより行われた取引について生じた損害。
8. 当社は、当社及び第三者が提供するマーケット・為替レートの状況及び予測等の情報について、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではないため、お客様が、当社から提供される情報もしくは分析に依拠した結果被る可能性のある直接的または間接的な損害その他一切の損害。

第29条（取引条件変更の通知）

本約款あるいは「取引規定等」など、お客様と当社との外国為替取引に係わる取引条件に重要な変更があったときは、当社は原則としてWEBサイトで公示し、電子メール等でその内容を知りたします。

第30条(取引サービス中止及び廃止)

1. やむを得ない事情がある場合、第29条及び第31条の規定に従った公示及びお客様に対する事前の通知により、当社は本取引のサービスの全部又は一部の提供を中止または廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承するものとします。
2. お客様は、前項により公示・通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべての取引につき、最終決済を行うことをあらかじめ了承するものとします。
3. お客様は、当該中止・廃止日までにお客様の取引について最終決済が行われない場合は、当社の裁量で、お客様の計算において最終決済を行うことをあらかじめ了承するものとします。

第31条(通知および書類送付)

1. 当社がお客様に対して取引に係る通知を行う場合またはお客様に対して外国為替証拠金取引顧客報告書等の書類を送付する場合には、当社は、当社の選択により、お客様が予め届け出た住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等の連絡先のいずれかに通知を行い、または書類もしくは電子情報を送付することができるものとします。
2. お客様に対する通知、またはお客様に対して送付した書類が、お客様の連絡先に係る届出の不備、お客様の不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合には、当社の行った通知、または当社の送付した書類もしくは電子情報は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第32条(クーリングオフ制度)

お客様が当社と本取引を行うにあたり、お客様は外国為替証拠金取引の説明書ならびに本約款、取引規定等の内容を十分に理解したうえで、当社に口座設定確認書を提出頂きます。当社は口座設定確認書をもって、お客様が自己の責任と判断によって、本取引を行うものとし、本取引の性格上クーリングオフは出来ないものとします。また、お客様はこれに対し異議を述べないこととします。

第33条(本約款の変更)

本約款は関係する法令等が変更した場合、または当社の裁量により、予告なく改定されることがあります。本約款の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申入れがあった場合において、お客様が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、お客様がその変更同意したものと当社がみなすことにお客様は異議がないものとします。

第34条(適用法)

本約款は、日本国の法律により準拠し、解釈されるものとします。

第35条（合意管轄）

お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的な裁判管轄に服するものとします。

発効日 2002年04月01日

改定日 2004年04月19日

改定日 2006年02月20日

改定日 2007年09月30日

改定日 2007年12月03日

改定日 2008年08月11日